

令和5年12月19日

地方独立行政法人北九州市立病院機構において、以下のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

【問合せ】

■ 処分等について

機構本部人事給与課 TEL 093-533-5625

課長：重吉 係長：佐々木

1 被処分者の 所属・氏名等	北九州市立医療センター 50代／女性／看護師（係員級）
2 処分年月日	令和5年12月19日
3 処分の種類	減給
4 処分理由	地方独立行政法人北九州市立病院機構職員就業規則第60条第1項 第3号及び第5号に該当するため。  〔※第3号…故意又は重大な過失により法人又は法人職員に損害を与えた 場合 ※第5号…法人の信用又は名誉を著しく傷つけた場合〕
5 事案の概要	被処分者は、令和5年1月から5月にかけて、休日勤務の際に自家用車を医療センター駐車場に停め、退勤時に夜勤の際に使用する駐車場チケットを使って出庫する行為を繰り返したもの。